

平成27年度
途上国向け
低炭素技術イノベーション
創出事業について

平成27年5月12日

(公財)地球環境センター(GEC)

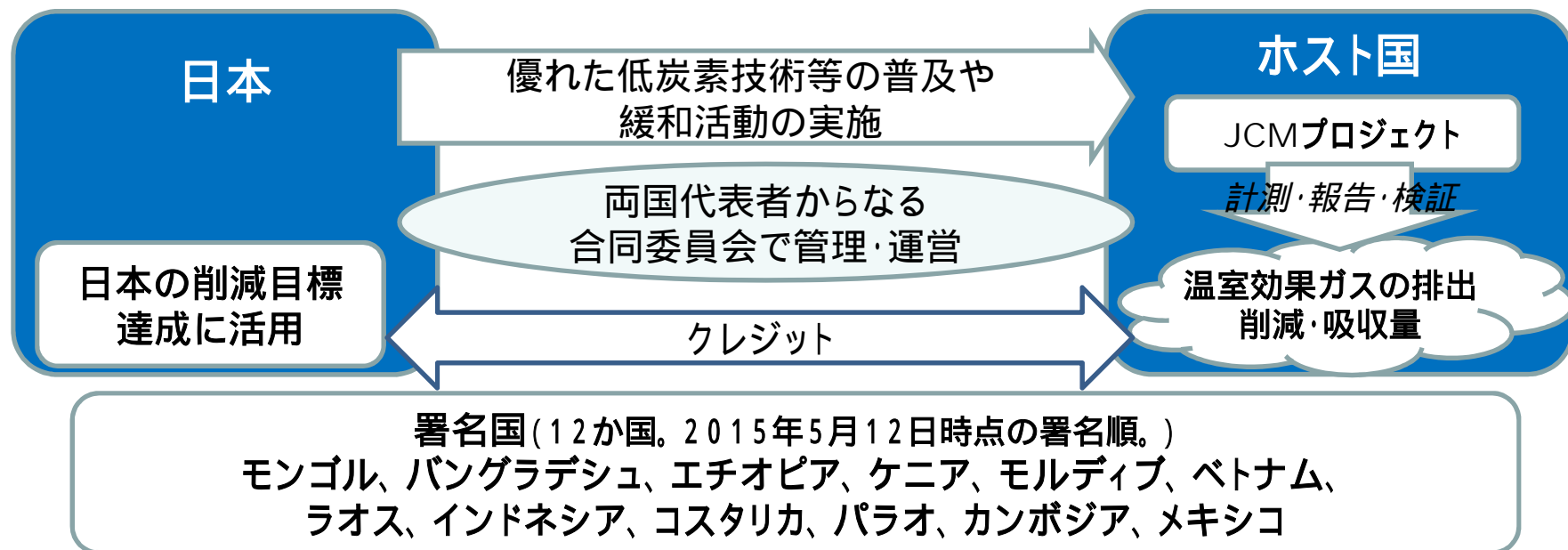


説明内容

- 二国間クレジット制度(JCM)とは
- 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業の概要・イメージ
- 補助対象事業及び補助事業対象国
- 補助対象者の要件、代表事業者の主な責務
- 補助事業における利益等排除
- 採択審査基準のポイント
- 補助金の交付について
- 実施スケジュール
- 応募方法

二国間クレジット制度 (JCM) とは

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する。
- CDMを補完し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献する。



途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業の概要

背景・目的

- 優れた低炭素技術は途上国でもニーズが高いものの、そのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性がある。
- これらの低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築し、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、市場の獲得及びCO2削減を同時に達成する。
- こうした過程で生み出されたイノベーションにより、国内の技術開発や他地域への波及等につなげていく。

事業内容

優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやイノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なイノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。

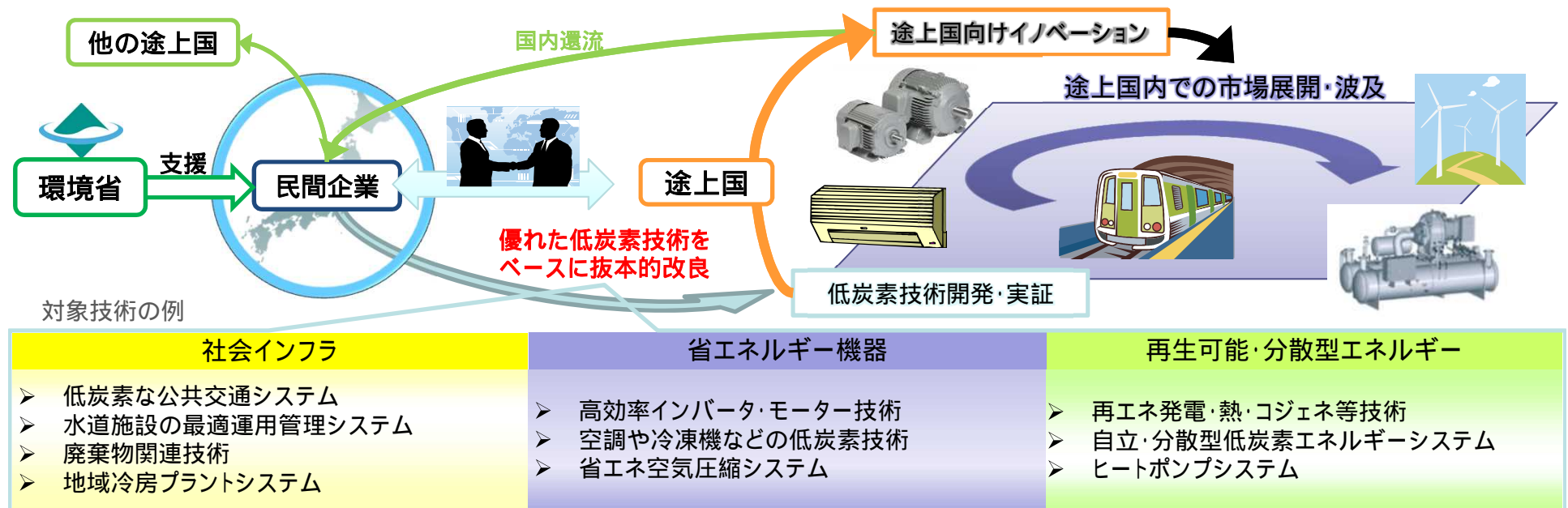
事業スキーム



期待される効果

- 将来的な二国間クレジットの活用の拡大
- 途上国における優れた低炭素技術の普及
- 優良な低炭素技術の真のグローバル競争力を強化

途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業のイメージ



補助対象事業

- ✓ 対象となる低炭素技術が、下記の要件をすべて満たすこと
 - エネルギー起源CO2排出を削減するもの(再生可能エネルギーまたは省エネルギーに関するものに限る)
 - CO2以外のGHGのみの削減技術や、排出されたCO2の吸収・固定のみに関する技術ではないこと
 - 主要な要素技術について、研究段階ではなく、日本国内で実証されたものであること
 - 対象とする国や地域において、当該技術に類似した技術の普及率が低いこと
 - 対象とする国や地域における当該技術に係る市場、需要、規制、慣習、資源制約等が日本国内における当該事項と大きく異なるため、その普及のために、当該技術を用いた機器や設備の構成要素等の変更や再構築等が必要であること
- ✓ 対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証を行う場所が日本国内であること
ただし、日本国内では諸条件の違いのために実証に必要な試験または検証を行うことができない場合等、必要があると認められる場合は、日本国外における実証も対象とする
- ✓ 対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証が平成29年度末までに完了できる計画であること

補助事業対象国

対象とする低炭素技術の普及を図る国が、下記のいずれかに該当すること。

- ✓ JCMに係る二国間文書の署名行った国、及び今年度中に署名が見込まれる国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、タイ）
- ✓ 上記以外の、今後JCM二国間文書の署名を行う可能性がある開発途上国

2015年5月12日現在。事業の開始までに新たに署名を行った国がある場合は当該国を含む。

補助対象者の要件

以下の ~ のいずれかに該当する日本法人であること。

民間企業

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

法律により直接設立された法人

その他環境大臣の承認を経てGECが適当と認める者

上記に該当する日本法人が複数で本補助事業を実施することは可能です。ただし、一者を代表事業者とし、他の日本法人を共同事業者とする必要があります。大学法人、特定非営利活動法人は、応募申請者の要件には合致しません。

代表事業者の主な責務

補助金の応募等を行い交付の対象者となる者、また二者以上で補助事業を共同実施する場合の代表の一者である**代表事業者**は、以下の責務を負う。

- 補助事業の全部又は一部を行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する(事業運営管理及び経理を担当する)こと
- 共同実施の際には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめと進行管理を行うこと
- 交付規程違反等に係る補助金の返還義務
- 実績報告書(交付規程第11条)及び事業報告書(交付規程第15条:補助事業完了日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間)の提出

補助事業における利益等排除

補助対象額決定に際し、利益排除の対象となる調達先補助事業者が、以下のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合、補助対象額決定に当たり利益等排除の対象となる。

事業者自身

100%同一の資本に属するグループ企業

事業者の関係会社(上記を除く)

詳細は、公募要領 別添2「補助事業における利益等排除について」を参照のこと

採択審査基準のポイント

< A.基礎審査 >

対象とする低炭素技術の普及を図る国がJCM署名(見込み)国に該当するか

対象とする低炭素技術が要件を全て満たしているか

対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証を行う場所が日本国内であるか
(ただし、日本国内では実証に必要な試験又は検証を行うことができない場合等必要があると認められる場合は、日本国外における実証も対象とする)

対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証が3年以内に完了できる計画であるか

申請者が国内における法人等であって、民間企業等公募要領で定められた法人等であるか

< B.評価審査 >

事業の適合性

リノベーション及び実証内容の妥当性

事業実施体制・実施計画

目標設定・達成可能性

事業化・普及の見込み

全ての項目
を満たす

評価審査に
進む

採点による
順位決定

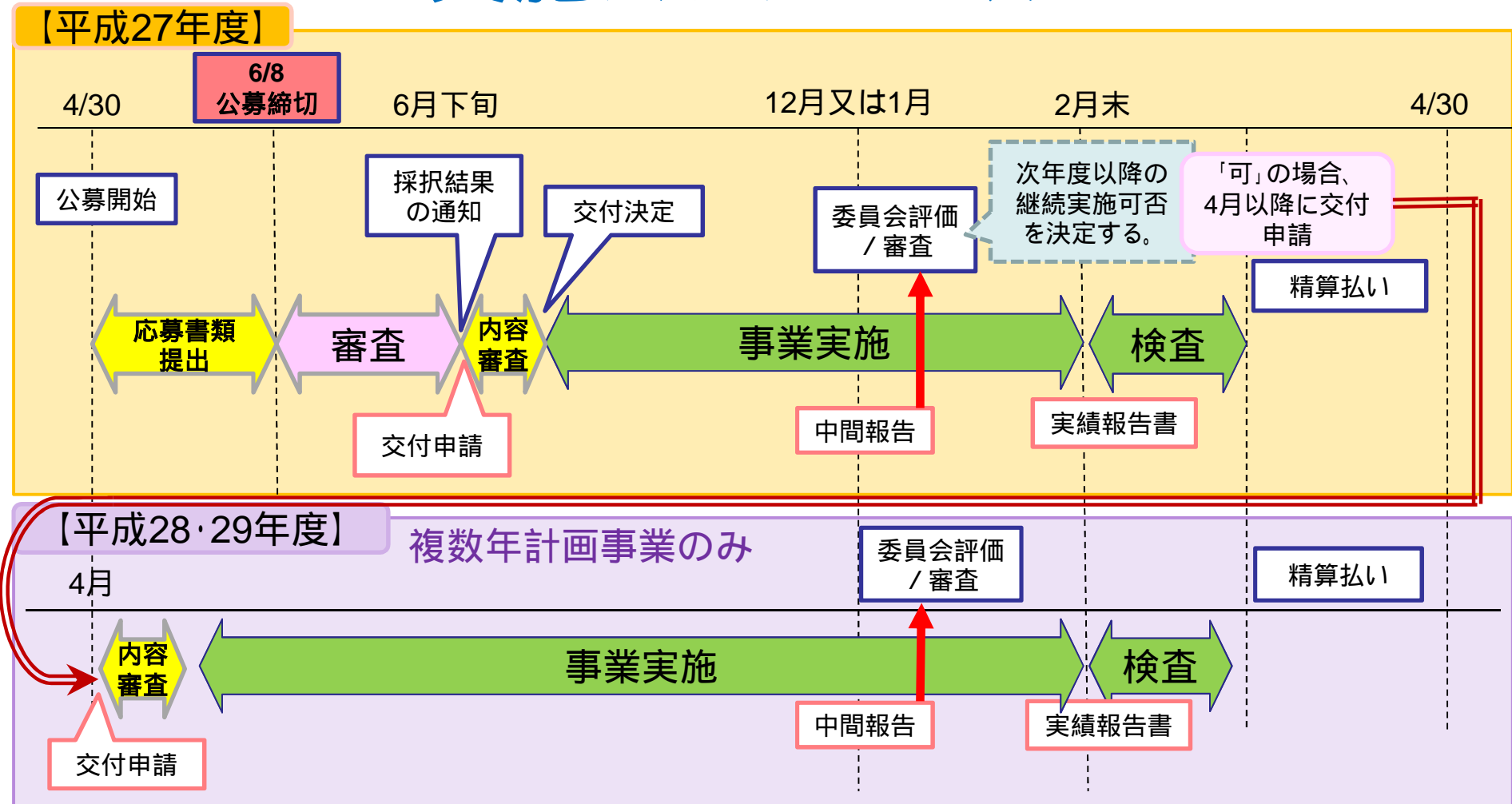
採択案件決定

詳細は、公募要領別紙「採択審査基準」を参照のこと

補助金の交付について

- 交付の申請と決定
 - 平成27年度の公募により採択された事業者が提出した補助金の交付申請書を審査のうえ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付を決定。
 - **事業の開始は交付決定後**（契約・発注日はGECの交付決定日以降であること）。
 - 事業実施期間が複数年度であっても、**補助対象期間は単年度**であるため、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要がある。
- 支払い方法
 - 当該年度の補助事業完了後、事業者により提出された年度終了実績報告書を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を決定し、事業者に交付額確定を通知。事業者は精算払請求書を提出し、補助金が支払われる。

実施スケジュール



- 補助金は単年度で 申請→精算払い
- 複数年案件は、中間報告時の委員会評価 / 審査にて承認された場合、次年度に再度交付申請を行う

平成26年度採択事業(参考)

代表事業者名	事業名(課題名)
株式会社PEARカーボンオフセット・イニシアティブ	バングラデシュとエチオピアの無電化地域の再生可能エネルギーによる電化
株式会社日立産機システム	新興国の社会・産業インフラ整備・構築に欠かせない高性能モータ・インバータ類の現地向けリノベーションによる低炭素化貢献
三菱重工業株式会社	東南アジア地域冷房プラントにおけるCO2排出量削減の為にプラント最適制御システムに関する事業
株式会社ジオクラフト	漏水削減による低炭素化を目的とした水道施設管理システム(GIS)導入事業
株式会社プロツァ	電動三輪タクシー“Pecolo”の改良普及によるCO2排出削減
株式会社未来技術研究所	電動バイク“ES11”のリノベーションによる低炭素交通システムの普及促進
アクシオヘリックス株式会社	途上国ニーズに合致した低価格の産業用LED照明器具の開発・導入による省エネ推進

応募方法

- 提出期限

平成27年6月8日(月)正午必着(持参または郵送)

－ ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は不可

- 提出物

必要書類一式について、正本1部・副本14部
上記書類データを保存したCD-R

- 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階
公益財団法人 地球環境センター(GEC)
東京事務所 補助事業グループ:辻

- 応募に関するご質問

E-mail:inov@gec.jpにて、平成27年5月20日(水)17時まで受付
受付期間終了から1週間程度で、一括してGECウェブサイト上で回答



ご清聴 ありがとうございました！

< 本件窓口 >

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 補助事業グループ

担当:辻

E-mail : inov@gec.jp

